

富山県民スポーツ・レクリエーション祭実行委員会会則

(名 称)

第1条 本会は、富山県民スポーツ・レクリエーション祭実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称し、大会の企画と運営に当たる。

(目 的)

第2条 実行委員会は、富山県民スポーツ・レクリエーション祭(以下「スポレク祭」という。)開催の趣旨にのっとり、スポレク祭を円滑に実施し、必要な連絡調整を行うことを目的とする。

(業 務)

第3条 実行委員会の業務は、次のとおりとする。

- 〈1〉 スポレク祭の開催に必要な総合計画に関すること。
- 〈2〉 スポレク祭の実施種目及び会場地市町村に関すること。
- 〈3〉 スポレク祭の予算及び決算に関すること。
- 〈4〉 関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- 〈5〉 その他、大会の目的達成に必要なこと。

(委 員)

第4条 実行委員会は、55人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる役職員のうちから、委員長が委嘱する。

- 〈1〉 富山県総合政策局並びに開催地市町村教育委員会の役職員
- 〈2〉 (公財)富山県体育協会、富山県生涯スポーツ協議会、富山県スポーツ推進委員協議会並びに実施種目団体の役職員
- 〈3〉 開催地市町村スポーツ推進委員協議会並びに開催地市町村体育協会の役職員
- 〈4〉 その他、委員長が必要と認めた者

(役 員)

第5条 実行委員会には、次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 若干名 監事 2名

(役員を選出及び任務)

第6条 委員長は、富山県生涯スポーツ協議会理事長をもって充て、実行委員会の会務を総理し、本会を代表する。

2 副委員長は、委員長が委員会の同意を得て、委員のうちから選任し、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、富山県生涯スポーツ協議会監事をもって充て、本会の会計を監査する。

(任 期)

第7条 委員の任期は、スポレク祭に関する一切の業務が終了するまでとする。欠員補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長は委員長がこれに当たる。

- 2 会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を富山県生涯スポーツ協議会内に置く。

- 2 事務局は、必要に応じて部及び係を置き、業務推進の円滑化を図る。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(会計年度)

第10条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成4年4月22日から施行する。
平成8年5月16日一部改正
平成11年5月12日一部改正